

千葉県学校支援地域本部事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒の健やかな成長、学校教育の充実発展、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、保護者、地域住民、関係団体等が協力し、地域全体で学校を支援する千葉県学校支援地域本部事業（以下「地域本部事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校支援地域本部)

第2条 地域本部事業を実施するため、学校支援地域本部（以下「地域本部」という。）を市立小学校又は中学校に設置する。

(地域本部の構成)

第3条 地域本部は、地域教育協議会、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアにより構成する。

(地域教育協議会)

第4条 地域教育協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学校支援の企画、運営及び評価に関すること。
- (2) 地域コーディネーターの養成及び配置に関すること。
- (3) 学校支援ボランティアの募集、養成及び配置に関すること。
- (4) 広報活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域本部が設置された学校の校長が必要と認めること。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 学校関係者
- (3) P T A及び保護者会関係者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 協議会の委員の定員は15人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。
ただし、再任を妨げない。

5 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域コーディネーター)

第5条 地域コーディネーターは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 地域本部事業を実施する学校の支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 学校支援ボランティア活動の要請に関すること。
- (3) 学校支援ボランティア活動の調整に関すること。

2 地域コーディネーターは、退職教職員、PTA経験者その他の学校及び地域の現状を理解している者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 地域コーディネーターの定員は、一つの地域本部に1人とする。ただし、教育委員会が地域の実情に即するため必要と認めるときは、この限りでない。

(学校支援ボランティア)

第6条 学校支援ボランティアは、次に掲げる支援を行う。

- (1) 学習活動支援
- (2) 校内環境整備支援
- (3) 登下校中の安全確保支援
- (4) 部活動等の指導者の支援
- (5) 学校行事に係る支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援要請に応じ、地域本部が必要と認める支援

(秘密の保持)

第7条 地域本部に属する者は、活動上知り得た秘密を適切に管理し、当該秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域本部事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。